

兵高教組 2021年10月18日
人勧速報No.4
調査情報15号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2021年人事委員会報告・勧告

年間賃金で59,000円の減額を勧告

10月12日に兵庫県人事委員会が職員の給与等に関する報告及び勧告を出しました。月例給は2年連続据置、一時金も2年連続の引下げ勧告となりました。一時金は現行4.45月分から4.30月分として期末手当を0.15月分引き下げます。再任用職員の時給も0.1月分引き下げられます。勧告通り実施されると、年間賃金で59,000円もの減額になります。

勧告・報告以外にも、県人事委員会との交渉の中で、「県教委に伝える事項」としていくつかのことを確認しています。これから確定闘争は、県教委交渉となります。今年も全教職員署名を多数集めて要求実現のために頑張りましょう。

人事委員会報告・勧告のポイント
【職員の給与】

○月例給 改定なし(2年連続据置)

○一時金

現行4.45月分→4.30月分

(期末手当：△0.15月) 引下げ2年連続

※年間給与 平均59,000円(0.93%)の減額

再任用職員 2.35月→2.25月

(期末手当：△0.1月)

○改定の実施時期

2021年12月期から実施

【人事行政における諸課題】

○人材の確保及び育成

・職員の採用の強化、女性の活躍推進など

○超過勤務の縮減

○教職員の多忙化対策

・新型コロナウイルス感染症対策のため多くの超過勤務が発生しており、健康障害防止に万全を期す必要

・学校では感染者が増加し、感染予防対策を

講じた上での教育活動が一層求められており、教職員の負担軽減のため、学校現場を支援する取組が必要

・県教委が、総業務量の縮減につながる業務の見直しなど実効性のあがる取組を強力に推進することが重要

○仕事と生活の両立支援

・人事院は、育児休業の取得回数制限を緩和する意見の申出を行い、不妊治療や育児参加休暇の拡充等を講じる。本県も適切に対応するとともに、取得を勧奨する取組が必要

○職員の健康管理

・新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、職場における感染防止対策を徹底するとともに、職員の健康状態やメンタルヘルスへの影響等の把握に万全を期す必要

○ハラスメント対策

○高齢期の雇用

・定年の引上げは、採用から退職までの人事

管理全般に影響を与えるものであり、役職定年制や給与に関する措置等の具体的内容の検討を進め、適切に制度導入を行う必要

・高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、これまで培ってきた能力及び経験を十分活かす、意欲的に働き続けられるよう、モチベーションの維持・向上に意を用いる必要

○臨時・非常勤職員の任用等

・国の非常勤職員における出産・育児等に係る休暇等を新設・改善する措置を踏まえ、本県も、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に向けた措置を検討する必要

人事委員会が県教委に伝える事項
 高教組は人事委員会との交渉で、以下のことを人事委員会が県教委に伝えると確認しています。

1. 勤務時間の把握の問題

出退勤管理を正確で客観的な把握方法で行うことや結果が集積されること等のシステムが必要なことについて伝える。

2. 代替教員の未配置問題

学校現場では、長時間労働の大きな要因になっていることや、解決策としては神戸市が行っている「先読み加配」の方法などもあることを伝える。解決すべき喫緊の課題である。

3. 介助員、生活・学習支援員の病休

職の特殊性やこれまでの経過から有給化の要求が強いことを県教委に伝える。

継続する課題および人事委員会の回答

1. 定年引き上げに伴う具体的な制度設計

2. 再任用制度

教育職2級の給料割合が低い問題

→全人連に要請を継続する

他の都道府県の人事委員会とも共有

3. 会計年度任用職員の勤勉手当の支給

→課題として認識しているので要請・共有

4. 学校の駐車場料金の問題 (市立高校)

人事委員会としても調査をする。学校に私用車を駐車することが「目的外使用」になる

ということが現状に合っていない。通勤手当に入るのかどうかは、それからの問題である。

5. 臨時的任用職員の2級格付けの問題

臨時的任用職員の給料については、学校現場では同じ仕事をしており、1級という格下の級に格付けすることは、職務給の原則からいってもおかしいという問題がある。

県教委との交渉で要求実現を!

新型コロナウイルス感染症の影響で業務量も増えている中で、年収引き下げ(月例給据え置き・一時金引き下げ)となれば、士気確保にならないことは明らかです。昨年の一時金削減を合わせると、0.2月分の削減になります。「11大要求署名」と「臨時講師全員に教諭と同じ2級給料表の適用を求める署名」にご協力を!

賃金確定に向けての11大要求署名

1. 一時金の引き下げを行わず、生活改善につながる賃金引き上げをおこなうこと。
2. 休暇がとりにくいことや多忙化の要因となっている代替教員の未配置を解消するために、先読み加配等の実施や新たな取り組みを進めること。
3. 「同一労働同一賃金」の観点から、再任用職員、会計年度任用職員への勤勉手当の支給などの賃金条件を改善すること。
4. 勤務時間把握を「自己申告」によらず、ICカード等の客観的システムで把握すること。
5. 会計年度任用職員の介助員、生活・学習支援員の病欠休暇を有給にすること。
6. 定年引き上げに当たっては、働き続けられる制度設計や条件整備を行うこと。
7. 妊娠出産育児等と仕事の両立支援のための休暇制度等を抜本的に改善すること。
8. 特別支援学校での妊娠負担軽減の補助教員の配当について、「学校に一人」ではなく「妊娠教員一人に対して一人」の補助教員を配当すること。
9. 出張旅費を高速道路料金や駐車料金も含め、完全に支払うこと。
10. 寮や寄宿舎のある学校で働く調理員や舎監、寄宿舎教員の過酷な労働条件を改めるため、抜本的な措置をとること。
11. 職員のモチベーションの維持・向上に十分に配慮し、賃金、諸手当、休暇制度等を大幅に改善すること。